## 障害者差別の解消に向けて



※理解をより深めるため、本資料とあわせて、『名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例ガイドブック』をご覧頂くことをお勧めします。なお、ガイドブックは区役所または名古屋市ホームページ(下記)などで入手することができます。

https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000114033.html

#### 名古屋市障害者差別相談センター

## 内 容

- 1 はじめに
- 2 障害者差別解消法と条例制定までの経緯
- 3 「障害」とは
- 4 基本的な考え方① ~不当な差別的取扱いの禁止~
- 5 基本的な考え方② ~合理的配慮の提供~
- 6 障害者差別の解消に向けて

## 1 はじめに

名古屋市障害者差別相談センターは、障害のある方や家族、支援者からの差別に関する相談を受け、差別の解消に向け事実確認の調査や相手方事業者との調整を行う専門機関です。

また、障害者差別相談センターの他、各区の区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センターが地域の相談窓口として位置付けられています。

# 名古屋市障害者差別相談センター

月曜日~金曜日、第3土曜日 (祝日・年末年始を除く) 9時~17時 (水曜日は20時まで)

じゅう <b>住</b>	所	〒 462-8558 名古屋市北区清水四丁目 17-1 名古屋市総合社会福祉会館 5 階		
Т	E L	(052) 856-8181		
F	A X	(052) 919-7585		
Eメールアドレス		inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp		
ホームページ		http://nagoya-sabetsusoudan.jp		

地域の相談窓口として各区の区役所・支所、保健センター、障害者基幹相談支援センター があります。

※障害者差別相談センターは、名古屋市社会福祉協議会が受託・運営しています。

# 相談・解決の仕組み

障害のある人や その家族、関係者

じぎょうしゃ 事業者

相談

#### そうだんまどぐち相談窓口

をごやししょうがいしゃ 名古屋市障害者 さべつそうだん 差別相談センター

ちいき そうだんまどぐち 地域の相談窓口

- ●説明や助言
- ●当事者間の調整
- ●関係機関への通報※

解決

※ 名古屋市などの行政機関による差別に関する相談 → それぞれの行政機関 個人的な関係(近所の人など)による差別を含む人権相談 → 法務局 障害者雇用促進法に基づく雇用に関する相談 → ハローワーク

# 2 障害者差別解消法と条例制定までの経緯

平成18年に国連で障害者権利条約が採択され、その後、日本では 法整備を8年かけて行い、平成26年に条約を批准、平成28年4月に 障害者差別解消法が施行されました。

名古屋市では、同年8月に障害者差別相談センターを開設、さらに、 平成31年4月に「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるため の障害者差別解消推進条例」を施行しました。

#### 障害者差別解消法・条例制定までの経緯

- ・平成18年(2006年) 国連で障害者権利条約が採択
  - ◆スローガン「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」
- ・平成23年 障害者虐待防止法成立、障害者基本法改正
- · 平成24年 障害者総合支援法成立
- ·平成25年 障害者差別解消法成立、障害者雇用促進法改正
- ・<u>平成26年 **障害者権利条約**を批准</u>
- ・<u>平成28年4月 障害を理由とする差別の解消の推進に関する</u> 法律(障害者差別解消法) 施行
- ・平成28年8月 名古屋市障害者差別相談センター開所
- ・<u>平成31年4月 名古屋市障害のある人もない人も共に生きる</u> ための障害者差別解消推進条例 施行

### 名古屋市障害のある人もない人も 共に生きるための障害者差別解消推進条例



この案例は、障害のある人もない人も誰もが、かけがえのない個人として尊重され、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心して共に暮らせるまち・なごやをめざしてつくられました。



障害の有無にかかわらず、誰も が人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会 を実現することを目的とする「名 古屋市障害のある人もない人も共 に生きるための障害者差別解消推 進条例(以下、条例と言う。)が 制定されました。

(平成31年4月1日施行)

市・事業者・市民が、障害や障害のある人に対する理解を深め、 一体となって障害を理由とする差別の解消に取り組むことで、誰もが安心してともに暮らせるまち・なごやを目指します。

# 3 障害とは

現在の「障害」や「障害者」の定義は、従来の「医学モデル」ではなく、「社会モデル」という考え方に基づいています。

この社会モデルでは、「障害」は、心身の機能障害のみをさすのではなく、機能障害ととりまく周囲の環境、事物、制度、慣行、観念といった「社会的障壁」によっても生じるもの、という捉え方をしています。すなわち、障害は個人にあるのではなく、社会にあるとも言えます。

## 障害の考え方の変化

#### 医学モデル (1980年代~)

障害とは、「心身の機能不全」



#### <解決方法>

・個人が努力して治すこと (リハビリ)



### 社会モデル (2000年代~)

障害とは、心身の機能、個人の 年齢、健康状態、生活の様式、社 会環境などが相互に関連している



#### <解決方法>

- ・道具の活用・・・ユニバーサルデザイン
- ・環境面の工夫・・バリアフリー
- ・周囲の配慮・・・心遣い

10

## 障害の定義(社会モデル)





# 障害



社会的障壁 (バリア)

①事物(社会におけるものやことがら): 段差がある、点字ブロックが途切れている

②制度: 資格がとれない、試験が受けられない

機能障害

・手帳の有無を問わない

③慣行(しきたり):障害者の存在を意識していない習慣

④観念(考え方):障害者だから仕方ないといった偏見がある

#### →障害は個人にあるのではなく、「社 会」にある

# 障害のある人とは…

身体障害や知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害を含む)、難病の人、その他の障害のある人で、身体や心の機能の障害や、社会にある様々な障壁(社会的障壁)によって、継続的・断続的に生活のしづらさを感じている人です。

障害者手帳を持つ人だけに限られません。

# 4 基本的な考え方① ~不当な差別的取扱いの禁止~

法や条例では、障害を理由とする差別の解消に向けた基本的な考え 方として2つが示されています。ひとつは、「不当な差別的取扱いの 禁止」そしてもうひとつは、「合理的配慮の提供」です。

ひとつめの「不当な差別的取扱いの禁止」については、障害を理由として、正当な理由もなく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、障害のない人にはない条件をつけることを禁止しています。ここで言う、正当な理由があるとされるのは、その取扱いが、客観的に見て正当なもとに行われ、やむを得ない場合に限られています。

## 障害を理由とする差別とは



- ①不当な差別的取扱い をすること
- ②合理的配慮の提供 をしないこと





## 障害者差別解消法の義務及び努力義務

	不当な差別的取扱いの禁止	合理的配慮 の提供
国の行政機関 地方公共団体	<b>しては</b> いけません	法的 義務 しなければ なりません
民間事業者 ※事業や会社の形態や、 団体の営利/非営利は 問いません →ボランティア団体、 サークル、町内会など も該当)	<b>しては</b> いけません	ずるように 努力 努めなけれ 義務 ばいけません

- ・雇用促進法では、民間事業者も合理的配慮は「義務」
- ・「一般私人」による差別は法の対象外。相談窓口は法務局
- ・法施行から3年経過し、今年度見直しの議論が行われました。

## 不当な差別的取扱い

障害を理由として、<u>**正当な理由もなく、</u>**サービスの提供を<u>**拒否**</u>したり、<u>**制限**</u>したり、障害のない人にはない<u>条件</u>をつけることは禁止されています。</u>

正当な理由がある場合はその理由を ていねいに説明し、理解を得るように 努めなければいけません。





### 正当な理由って何?

「正当な理由」があるとされるのは、サービス提供を拒否するなどの取扱いが**客観的に見て**正当な下に行われたものであり、その目的に照らして**やむを得ないと言える場合**です。

これに相当するか否かは、<u>個別の事案ごと</u>に、本人、事業者、第三者の権利利益(安全確保、財産保全、本来の事業の目的・内容・機能の維持、損害の発生防止等)の観点から、<u>具体的な場面や状況に応じて</u>総合的・客観的に判断することが必要です。

障害のある人からの「EVのない4階の部屋まで荷物運んで」という申し出について、タクシーの運転手さんの本来業務にはあたらないことから、お断りしたとしても差別にはあたりません。



## 大切なこと

- ・正当な理由がないにもかかわらず、障害があることを理由に、障害のある人が不利となるような取扱いをしてはいけません。
- ・正当な理由がある場合は、障害のある人にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければいけません。
  - \* 「正当な理由」があるかないかについては、具体的な場面や状況に応じて個別に判断されます。

- ○障害者の事実上の平等を促進し、または達成するために 必要な特別の措置は、差別にあたりません。
- ○障害者割引など、障害のない人と比べて障害者を優遇する措置は、差別にあたりません。(積極的改善措置)

# 5 基本的な考え方②

### ~合理的配慮の提供~

ふたつめの「合理的配慮の提供」については、障害のある人から、 「手助けや心配りをしてほしい」と言われた場合、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁(バリア)をなくすために、必要で合理的な配慮を提供することが求められています。

障害のない人と同等の機会を得るために、その人に合わせた配慮を 提供することです。その配慮の内容は、その人や環境などさまざまな 状況により異なり一律ではなく、ケースバイケースです。

## 合理的配慮の提供

障害のある人から、「手助けや心配りをしてほしい」と言われた 場合、**負担になりすぎない範囲**で、社会的障壁をなくすために**必要** で合理的な配慮をすることが求められます。

#### <具体例>

- ・段差があり店に入れない → 店の人が介助する、簡易スロープをかける
- 説明が理解しづらい → 分かりやすい言葉を選ぶ、メモを渡す。



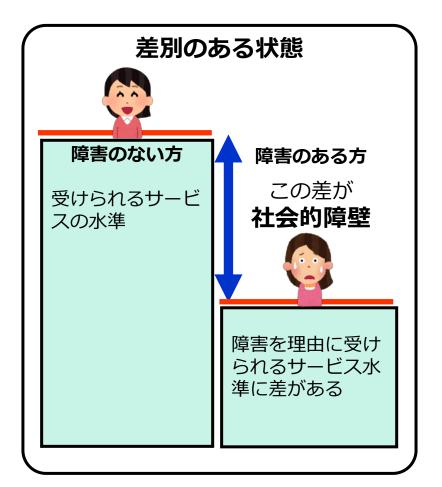


## 合理的配慮のイメージ

重要!

障害のない方と比べ、プラスでもマイナスでもなくフラットに

・個別の状況や場面によってケースバイケース





#### 大切なこと

- ・合理的配慮は、障害のある人に対する特別扱いではなく、障害のある人が障害 のない人と同じ生活を営むための大切な配慮です。
- ・負担が大きくて(過重な負担)配慮ができない場合は、障害のある人にその理由を丁寧に説明し、理解を得るように努めなければいけません。
  - ※負担が大きいかどうかは、事業等の規模やその規模からみた負担の程度、財政状況、業務遂行に 及ぼす影響などを考慮して判断されます。



配慮を求める側と配慮を 行う側との間で、<u>じっくり</u> と建設的に話し合うことが とても重要です。

# 6 障害者差別の解消に向けて

#### ●「障害者だから・・・」という時代ではありません

障害者差別解消法や名古屋市がつくった条例は、相手を罰するためのものでは なく、障害者も含め一人ひとりが、**正しい知識や理解のもと、それぞれの立場に おいて自発的に差別の解消に取り組む**ことを促しています。

#### ●本人の「意思表明」に耳をかたむけ、解決に向けて対話を・・・

その人や環境等によって社会的障壁(バリア)は異なります。それを除去する ためには、本人の「意思」を的確に把握し、一人ひとりの思いに寄り添い、お互 いを理解し合うための「対話」は重要です。

#### ●障害のある方の声をセンターまで届けてください

障害のある方の中には、障害を理由とする差別を受けていてもそれを周りに相談することが難しい方もいます。そんなときは、福祉専門職のみなさんの**福祉専門職としての専門性「権利擁護」「アドボカシー」の視点から**、センターまで声を届けてください。

#### 参考URL

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」「合理的配慮の提供等事例集」

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html#law
内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 政策調整トップ > 障害者施策
> もっと詳しく > 基本的枠組み > 障害を理由とする差別の解消の推進

「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン〜福祉分野における事業者が講するべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針〜」 https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs/2015120700011/ ウェルネットなごや >記事一覧, 記事ページ >障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン〜福祉分野における事業者が講ずるべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針〜について(2015年11月11日)

「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」 https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000114033.html 名古屋市ホームページ>暮らしの情報> 障害者>障害者差別解消法 >名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例

#### 【お知らせ】

### センターでは無料の出前講座を実施しています。 職場内研修等にご活用ください。

#### 分かりやすくお伝えします

- ・法律にはどんなことが定められているの?
- どんなことが「不当な差別」になるの?
- 「合理的配慮」って何をすればいいの?
- ・障害のある方とどのように接すればいいの? など…





対 象 原則市内の企業・団体・グループなど(5名以上)

費用 講師派遣にかかる費用(講師料、交通費等)は無料 (ただし、会場経費はご依頼者の負担となります。)

時 間 60~90分程度(内容、時間などご相談に応じます)

申込方法 申込書はHPからダウンロードできます。 まずはセンターまでご連絡ください。

申込・問合せ先電 話:052-856-8181名古屋市障害者差別相談センター FAX:052-919-7585

メール: inclu@nagoya-sabetsusoudan.jp